

日本ユニシスグループ
分野別 2016年度
CSRパフォーマンス報告

Webアーカイブ
組織統治

- ・ コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の体制
- ・ コンプライアンス
- ・ リスク管理
- ・ 事業継続計画 BCP

Foresight in sight

コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の体制

コーポレート・ガバナンス

- ・ [コーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則](http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/internal_control_rules.pdf) >
http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/internal_control_rules.pdf [PDF] (32KB)
- ・ [コーポレート・ガバナンス報告書](http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/governance-report20170629.pdf) >
<http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/governance-report20170629.pdf> [PDF] (258KB)

基本的な考え

日本ユニシスグループが持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、適正かつ有効な監視・監督のもと、経営者による健全かつ迅速な経営判断を可能とする仕組み（コーポレートガバナンス）が不可欠であり、日本ユニシスはその構築および維持ならびに不断の改善を行います。

また、企業の存在価値が、社会に対し貢献することにあることをふまえ、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築することができるよう、「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとして定めるとともに、当社はこの理念に沿って事業活動を進めます。

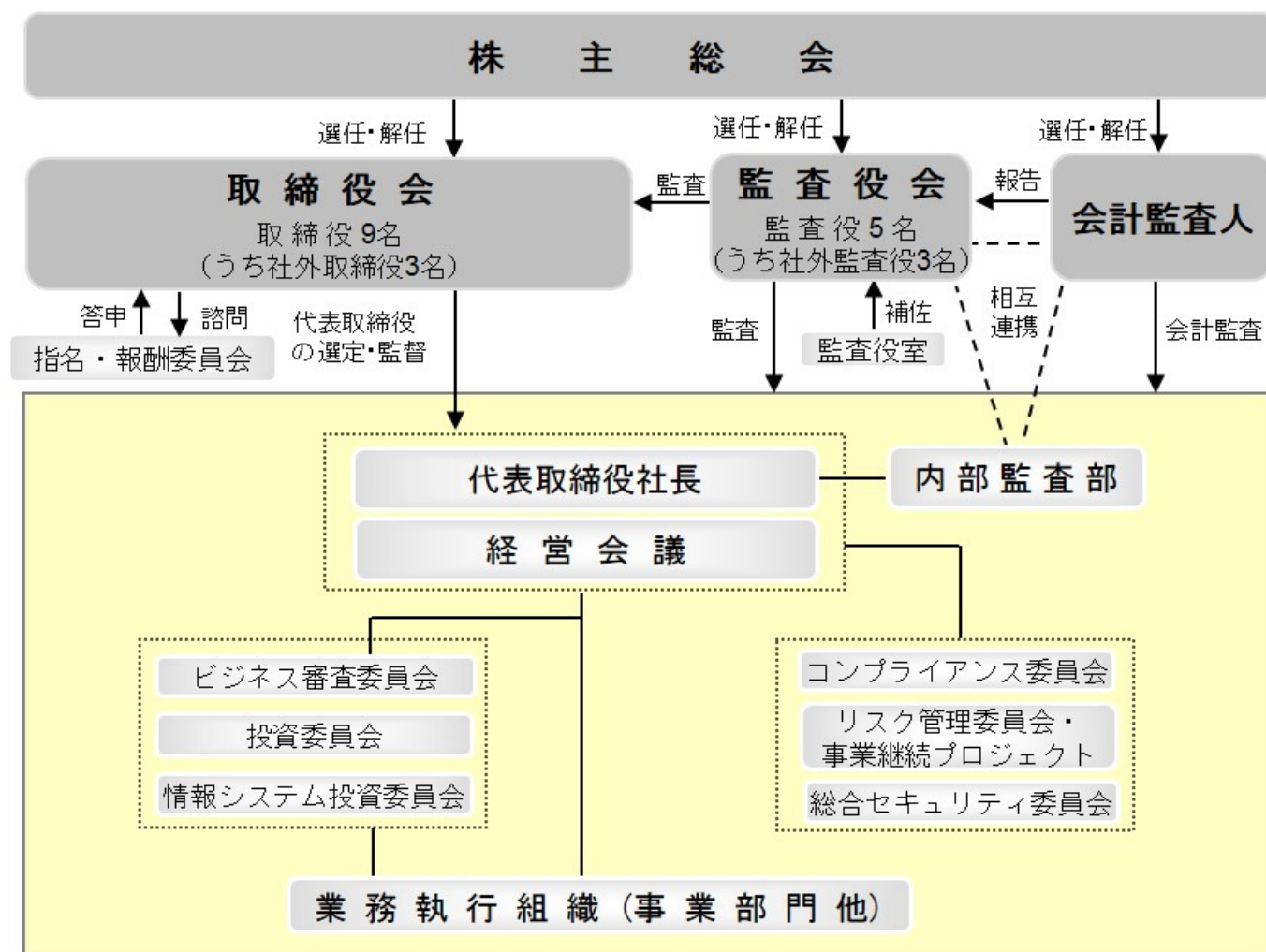
コーポレート・ガバナンス体制

日本ユニシスでは、社外監査役も含めた監査体制が経営監視に有効と判断し、監査役会設置会社制度を採用しています。取締役会については、変化の激しい業界であることから、業界・社内の状況に精通した執行役員を兼務する取締役（5名）を中心とし、（1）豊富な企業経営経験等を日本ユニシスの経営に活かしていただくこと、（2）社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言を行っていただくこと、（3）実効性ある経営監督機関となっていただくこと、この3点が期待できる社外からの取締役4名（うち独立社外取締役は3名）を選任しています。

これにより、より広い視野と客観性を併せ持った意思決定と、より実効性の高い職務執行の監督が実現できると考えています。

(2017年6月29日現在)

【コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制模式図】



※上記のほか、当社では諮問機関として、CSR委員会およびMOT(Management of Technology)委員会を設置しています。

取締役会

取締役会は独立社外取締役3名を含む取締役9名（うち女性2名）で構成され、原則として毎月開催しています。取締役会では、日本ユニシスの重要事項等の決定および重要な報告がなされています。また、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

2016年度の実行状況ですが、年間11回開催し、経営に関するさまざまな議論を交わしました。社外役員の出席状況は、社外取締役が100%、社外監査役が95.4%となりました。

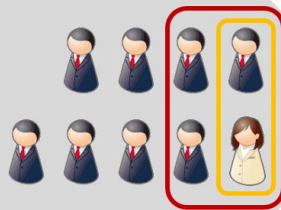
指名・報酬委員会の設置

日本ユニシスでは、日本ユニシス役員の人事および報酬に関する事項を審議・答申するため、取締役会の諮問委員会として、少なくとも1名の独立社外取締役を含む複数名の取締役により構成される「指名・報酬委員会」を設置しています。

取締役会の構成

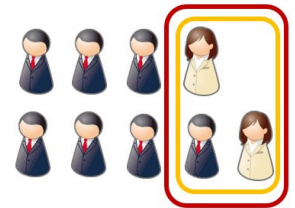
2016年度 9名
(2016年6月28日現在)

■ 社外取締役 4名
□ 独立社外取締役 2名



2017年度 9名
(2017年6月28日現在)

■ 社外取締役 3名
□ 独立社外取締役 3名



取締役会の実効性評価

日本ユニシスは、取締役および監査役全員を対象に2016年度の実効性評価を行いました。その結果、取締役会の人数ならびにメンバー構成における知識・経験・能力のバランスは妥当であり、取締役会の運営、および取締役会での審議を通じた経営陣に対する監督等が適切に行われていることが確認されました。今後も当社事業に関する社外役員の理解が深まるよう情報提供の拡充を進めるとともに、取締役会メンバーの多様な知識・経験を活かし、持続的な価値創造に資する事業戦略やESG（環境、社会、ガバナンス）に関する議論を進めてまいります。日本ユニシスは、今後も毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行い、更なる向上に努力してまいります。

監査体制

監査役会は独立社外監査役3名を含む5名（うち女性1名）で構成され、そのうち2名は常勤監査役として執務しています。各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、業務や財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しています。なお、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるよう、専任の監査役室員が監査役の職務遂行を補佐しています。

2016年度の監査役会は、年間13回開催しました。社外監査役の出席状況は、94.2%となりました。

内部監査

グループ全体の内部統制の有効性と効率性を監査するために、社長直属の独立した日本ユニシス社内組織として、内部監査部を設置しています。

業務執行体制

- 経営会議

業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、代表取締役および執行役員を兼務する取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行っています。

- 各種委員会

取締役の業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、各種委員会（ビジネス審査委員会、投資委員会、情報システム投資委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会・事業継続プロジェクト、総合セキュリティ委員会）を設置しています。

また、諮問機関として、CSR委員会およびMOT (Management of Technology) 委員会を設置しています。

- 執行役員制度

経営の監督と執行を分離するために、執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図っています。

役員報酬

- 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役の報酬は、業績連動を重視し、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮のうえ、職責に見合った報酬を支給することを原則とし、a) 固定的な月額報酬、b) 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与、および c) 株式報酬型ストックオプションによる業績連動型報酬により構成しています。なお、社外取締役を含む非業務執行取締役については、固定的な月額報酬のみを支給しています。具体的な支給額については、株主総会において決議された金額を上限として、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会において審議し、取締役会にて決定します。

月額報酬額は、1993年6月25日開催の第49回定時株主総会において月額35百万円以内と決議しています。取締役賞与は、2016年6月28日開催の第72回定時株主総会において、総額年1億円を上限とし、当面の間は、親会社株主に帰属する当期純利益の0.5%を支給基準とする旨決議しています。

- 業績連動型報酬

- 継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、2012年度に導入した、「業績連動型報酬制度」の考え方に基づき、株式報酬型ストックオプションを付与しています。

- これに加え、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うとともに、取締役の年度業績に対する責任を明確にすべく、2017年3月期より、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動型賞与を導入しています。

- 監査役の報酬等について

独立した立場からの監査の実効性を確保するため、監査役の報酬等については、業績との連動は行わず、監査役の協議により固定報酬である月額報酬につき決定しています。

監査役の報酬額は、2006年6月22日開催の第62回定時株主総会において月額8百万円以内と決議しています。

●役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数（2016年度）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	266	209	26	30	6
監査役 (社外監査役を除く)	28	28	－(注)1	－(注)1	2
社外役員	82	82	－(注)1	－(注)1	9

(注)

1. 監査役および社外取締役は、ストックオプションおよび賞与の支給対象ではありません。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

内部統制

- ・ コーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則 >
http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/internal_control_rules.pdf [PDF] (32KB)
- ・ 業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム) >
<http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/tousei.pdf> [PDF] (454KB)

日本ユニシスグループでは、内部統制の目的である「業務の有効性および効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を達成するべく、以下の通り、内部統制システムの適切な整備・運用、継続的改善に努めています。

業務の有効性および効率性の向上

日本ユニシスグループでは、中期経営計画を立案し具体的な経営目標を定めるとともに、業務の有効性および効率性の向上のための体制整備に努めています。

財務報告の信頼性確保

日本ユニシスグループでは、財務報告の信頼性を確保するために、「日本ユニシスグループの適正な財務報告を行うための基本方針」を定め、経営者・社員が遵守、実践しています。

事業活動に関わる法令等の遵守 (コンプライアンス)

日本ユニシスグループでは、コンプライアンスを業務執行の最重要課題と認識し、「日本ユニシスグループ企業行動憲章」、「グループ・コンプライアンス基本規程」および「日本ユニシスグループ役職員行動規範」を策定し、これに基づき、グループの全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理的な活動を行うこととしています。

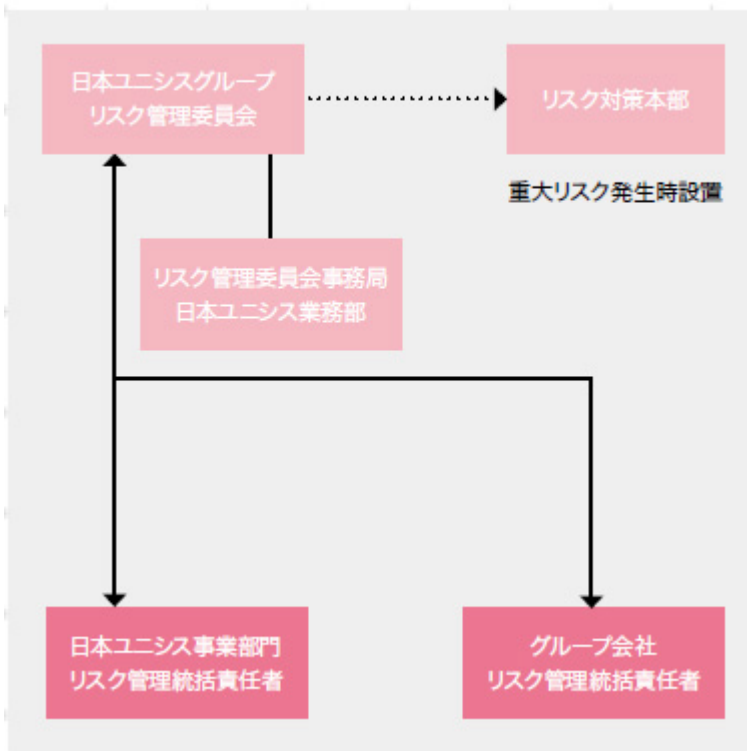
資産の保全 (リスク管理)

日本ユニシスグループでは、事業活動を行ううえで、さまざまなリスクと向き合っており、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を策定するとともに、未然防止策や発生時の対応策を整備することにより資産の保全を図っています。このため、日本ユニシスグループは、グループ全体のリスク管理の統括・指揮管理を行うためチーフ・リスク・マネジメント・オフィサー (CRMO) を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しています。

リスク管理委員会では、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を整備しています。現在、情報管理関連リスク、システム開発関連リスク、災害・事故関連リスクなど約130のリスク管理項目に分類しており、各リスク管理項目に対しては当該リスクの統制を担当するスタッフ部門または委員会等が管理規程や具体的な未然防止策・発生時対応策を立案し対応しています。

万一の重大リスク発生時には、発生部署または委員会などからリスク管理委員会へ速やかに報告され、そのリスクの影響度に応じて「リスク対策会議」または「リスク対策本部」を設置し的確に対処する体制を敷いています。

日本ユニシスグループのリスク管理体制図



情報セキュリティ

日本ユニシスグループは、お客さまの経営情報や情報システムに携わる立場として、グループ会社・協力会社さまにおける横断的な情報セキュリティレベルの確保を図っています。2017年7月現在、ISO27001 (ISMS) 認証を11社・関連団体が取得するとともに、プライバシーマーク認証についても7社が取得しています。

推進体制

推進体制として、総合セキュリティ委員会、推進チーム会議、グループ運営会議、事故対応技術支援チーム (CSIRT) を設置しています。また日本ユニシスグループ内のネットワーク、サーバー等への脅威の監視・分析のためグループ内SOC (Security Operation Center) を設置・運用しています。

セキュリティ文化の定着・拡大に向けて

日々複雑かつ巧妙に変化する情報セキュリティ上の脅威に対して適切かつ迅速に対処するため、日本ユニシスグループでは、全従業員を対象としたe-ラーニングや、新入社員、中途入社社員、および役員・組織長など対象別集合研修や、さらに、協力企業様に対しても計画的に研修を実施し、幅広く情報セキュリティに関する学習の機会を提供しています。また、日頃から情報セキュリティに関する様々なメッセージをPC起動時に毎回自動表示するなど継続的に情報セキュリティ意識を高め、文化として根付かせる工夫を行っています。また、最近の標的型攻撃については、社外の事例をオリジナル教材に活用し、従業員の理解向上、危機意識の醸成、当事者意識を図るなどサイバーセキュリティリスク対策にも注力しています。

そのほか、情報セキュリティリスクと利便性のバランスにも考慮した“攻めの情報活用”を推進していくため、スマートフォンや携帯電話からでも安全に社内システムへアクセスできるサービスを導入するなど、全従業員がセキュリティの確保された状態でテレワークを可能にすることを目指した環境整備を進めています。

コンプライアンス

グループ・コンプライアンス基本方針

当社グループは、社会を構成する一員として、国内外の法令を遵守するとともに、高い倫理観の下、社会規範に則り行動し、もって健全かつ透明なビジネス活動を行います。

また、当社グループは、すべての関係者の人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害などに基づく差別をしません。

当社グループは、この基本方針を徹底するため、企業風土の継続的な改善に努めるとともに、不正防止および責任体制の確立に取り組むことを宣言します。

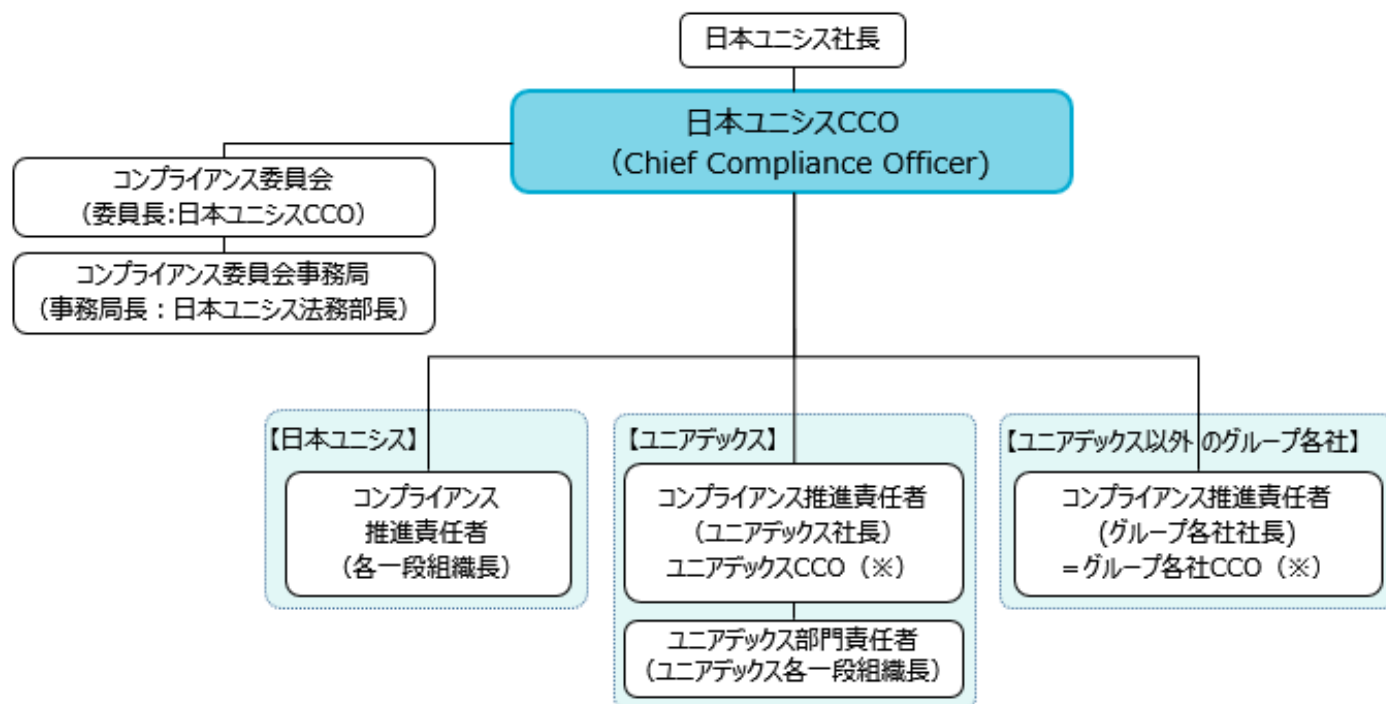
日本ユニシスグループ役職員行動規範

当社グループでは、当社グループ役職員が遵守すべき基本理念、業務に関連する主な法令・社内規程等の趣旨や困ったときの報告・相談方法などを簡潔にまとめた役職員行動規範・役職員行動規範細則を制定の上周知徹底し、コンプライアンスの実効性向上を図っています。

コンプライアンス推進体制

日本ユニシスグループ各社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の選任をはじめとした基本方針に則ったコンプライアンス・プログラムを設定し、積極的なコンプライアンス活動を実践するとともに、グループ全体で統一、連携したコンプライアンス・プログラムの推進を図っています。

コンプライアンス推進体制図

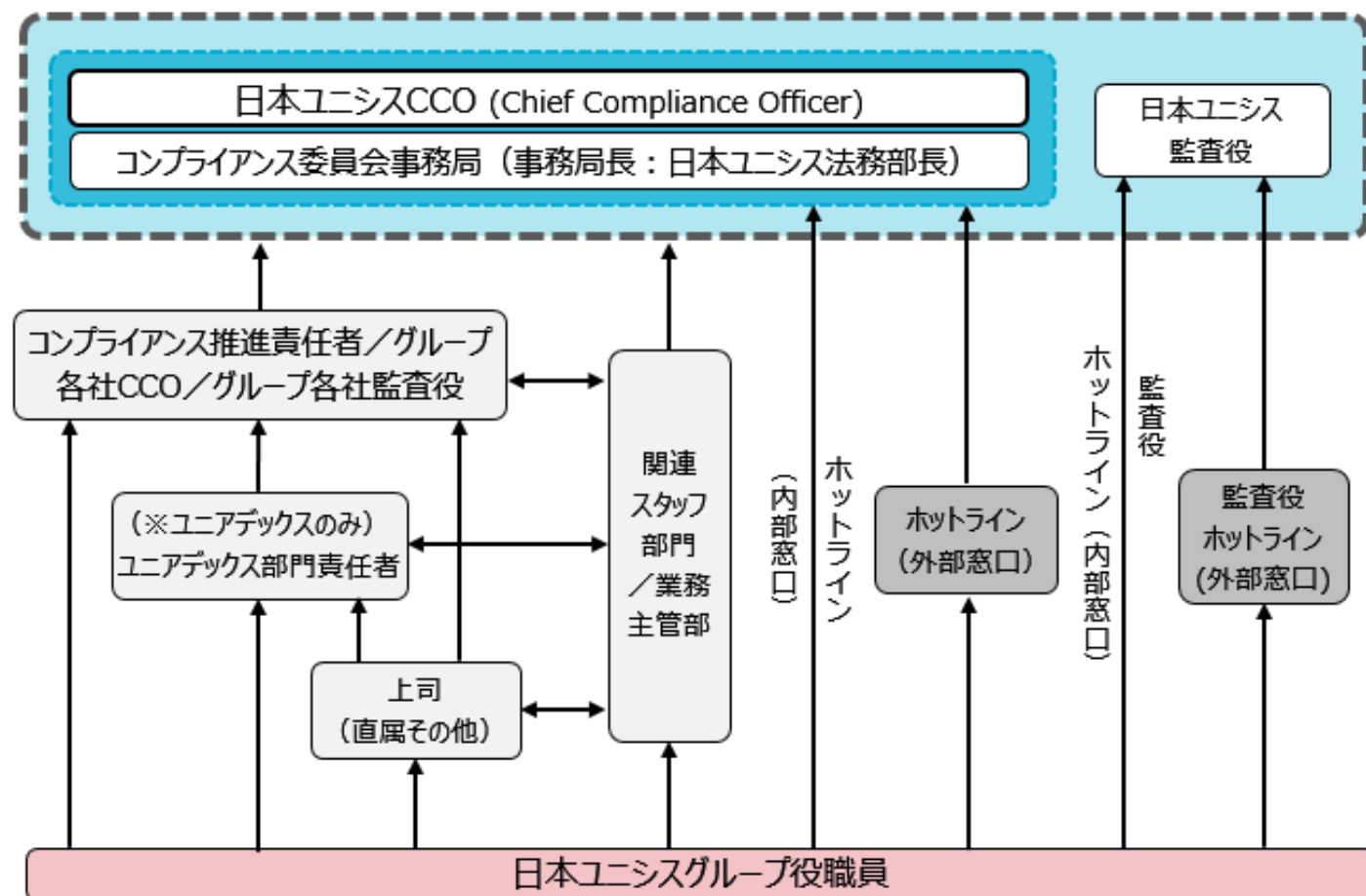


※コンプライアンス推進責任者は、自社におけるグループ会社CCOを選任し、自社においてコンプライアンス推進を図る役割を委嘱することができます。

コミュニケーション・ルート（内部通報制度）

当社グループの役員・従業員が業務を行っていく上で、コンプライアンスに関して疑問に思うこと、不安に思うことが発生した場合の報告・相談（通報）ルートとしてコミュニケーション・ルートを定めています。従業員などは、相談、報告の内容に応じて、適切なルートを自分で選択することができます。

また、これらの報告、相談を行った者（通報者）がそれにより不利益を受けないことがないよう、会社は最善の配慮を行うよう定め、通報者の保護を図っています。さらに、通報者の行為に対して不利益な取り扱いを行った役職員に対しては、懲戒処分などの厳正な対応を行うよう定めています。



コンプライアンス教育・啓発活動

当社グループの役員・従業員すべてに対してコンプライアンスに関する具体的な行動規範を示した「日本ユニシスグループ役職員行動規範」の周知をはじめ、各種研修会の実施、イントラネット・eラーニングによる教育システムを通して、継続的な教育・啓発活動を実践し、コンプライアンスの浸透と徹底を図っています。

グループ全役職員を対象とした2016年度のコンプライアンスeラーニング研修の受講率は、99%でした。

コンプライアンス状況の点検・監査

2年に1度、全役職員を対象に意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透状況を測っています。この意識調査によって、コンプライアンスを推進する上での課題を抽出し、改善を図ることとしています。

政治寄付ロビー活動

政治団体などへの寄付金の支出については、稟議制度により事前に承認を得ることとしています。

リスク管理

日本ユニシスグループのリスク管理

長期継続的に企業価値を最大化するためには、企業を取り巻くリスクに迅速かつ適切に対応することが重要です。

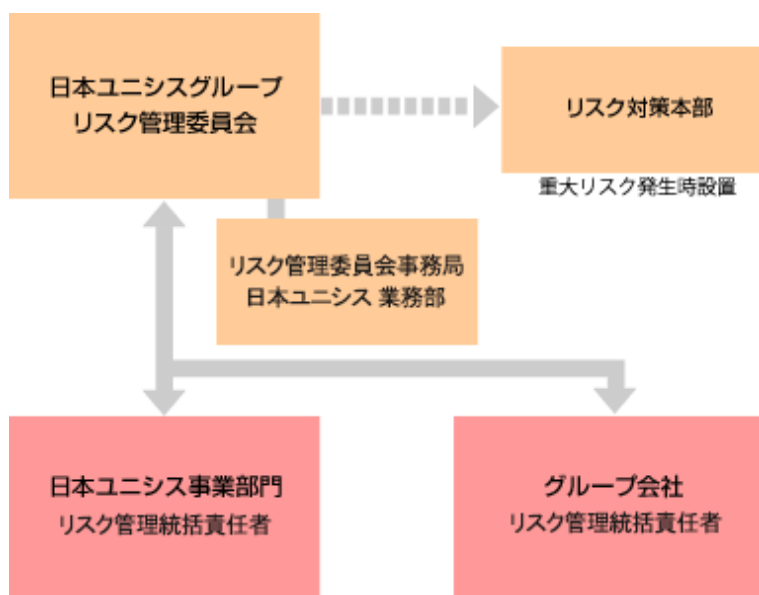
当社グループは、さまざまなリスクへの対応策を講じることを主な目的とした「リスク管理委員会」を設置しています。

また各部門、各部、各グループ会社の組織長は自部門のリスク管理のための役割・責務を担い、重大なリスク発生時には被害を最小化し、事業継続のために、全社員が一体となって危機対応が行える体制を整えています。

リスク管理体制

グループ全体のリスク管理を統括するため、チーフ・リスク・マネジメント・オフィサーを委員長とする「リスク管理委員会」を日本ユニシスに設置しています。

リスク管理委員会では、リスクをグループ全体で一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を整備。現在、戦略リスク、事業系オペレーショナルリスク、管理系オペレーショナルリスク、事故・災害リスクなど約130項目のリスク管理項目に分類しています。各リスク管理項目に対しては、当該リスクの統制を担当するスタッフ部門または委員会などが管理規程や具体的な未然防止策・発生時対応策を策定し対応しています。万一の重大リスク発生時には、発生部署または各委員会などからリスク管理委員会へ速やかに報告され、そのリスクの影響度に応じて「対策会議」または「対策本部」を招集・設置し的確に対処する体制を敷いています。



事業などのリスク

リスク管理の対象となる項目を、以下のカテゴリーに分類し、各項目についてリスクを未然に防止する諸施策を講じるとともに、対応状況を一元的に管理しています。

- (1) 経済動向および市場環境による影響
- (2) プロジェクト管理に関するリスク
- (3) システム障害に関するリスク
- (4) 投資判断に関するリスク
- (5) 情報管理に関するリスク
- (6) 高度技術者の確保
- (7) 知的財産権に関するリスク
- (8) 調達にともなうリスクおよび重要な取引先との関係
- (9) 為替変動リスク
- (10) コンプライアンスに関するリスク
- (11) 災害等のリスク

・ 事業などのリスク:詳細は、日本ユニシスグループのIRサイトへ>
<https://www.unisys.co.jp/invest-j/com/risk.html>

事業継続計画 BCP

日本ユニシスグループの事業継続計画

情報システムは、今や電力、水道、ガスなどと同様に、社会機能を維持するための重要なライフラインと言えます。当社グループは、お客様の情報システムの安定稼動を支えるICT企業として、2006年度からBCPプロジェクトにて事業継続活動に取り組んでいます。BCPプロジェクトは、事業継続担当の役員3名を中心に、支社支店を含めたグループ全社110名を超えるメンバーで構成し、平時には、BCP/BCMを推進し、策定した計画の見直しと改善を継続する活動の中で、災害を想定した1総合訓練、机上訓練、安否確認訓練、および防火・防災などの各種訓練を定期的を実施しており、有事の際には速やかに災害対策本部として活動を開始します。

日本ユニシスグループにおけるBCPの対象リスクは、以下の4つです。

- ・首都直下地震
- ・本社ビル火災
- ・情報システムの重大障害
- ・新型インフルエンザの大流行

当社グループでは、東日本大震災の経験と政府の首都直下地震および南海トラフ巨大地震の被害想定見直しを受け、さらに確実な事業継続を目指し、より実効性の高い施策を検討するなどの取り組みを続けています。BCP対象リスクについては、結果事象型の考え方を取り入れ、より幅広いリスクに対応することを検討しています。

1. 日本ユニシスグループのBCPの取り組みの経緯

2006年4月	BCPプロジェクト活動開始。当初は首都直下地震対策を推進
2007年5月	本社災害対策本部机上訓練実施（以降、継続的に実施）
2007年6月	「事業継続計画」承認・発効（以降、毎年見直し・改訂実施）
2008年4月	徒歩帰宅訓練開始（以降、重要業務担当者を中心に業務として定期的に実施）
2008年10月	本社エレベータ内に閉じ込め時向け非常用ボックスを設置
2008年12月	全社安否訓練実施（以降、定期的に実施）
2009年3月	本社緊急地震速報訓練実施（以降、定期的に実施）
2011年6月	「事業継続計画」改訂実施
2012年5月	BCPプロジェクト／本社災害対策本部の体制強化
2013年度	BCPプロジェクトにてBCP施策の実効性向上策を検討、事業継続対象リスクの見直し、BCP基本方針の見直し
2014年度	想定外事態発生時の意思決定方針をさらに明確に規定
2015年度	本社災害対策本部顧客対応班にて災害時用ポータルサイトを活用した訓練を実施
2016年度	災害時のグループ内での情報共有を目的としたポータルサイトの運用を開始

2. 基本方針

当社グループは、大規模災害、新型インフルエンザなどの事業継続を困難とする重大リスク発生時にも、人の生命と安全の確保を前提としつつ、国・地方自治体の命令・要請などを踏まえながらお客様システム、ネットワークへのサービスなど、重要事業を継続し、企業としての社会的責任を果たすことを基本方針としています。

一斉帰宅抑制の方針

当社グループは、勤務時間帯の発災の場合、国・自治体の帰宅困難者問題への取り組みへの協力と社員の安全確保のために、帰宅ルートの安全が確認されるまで事業所内に留まることを基本方針とし、備蓄その他の施策を策定しています。本社地区においては、東京都帰宅困難者対策条例に則り、一斉帰宅の抑制に協力いたします。2011年3月の東日本大震災当日においても、社員はもちろん、当社へ訪問されていた多くのお客様にも翌朝交通機関の復旧まで館内に留まっていたいただき、水と簡単な食糧および毛布などをご提供しました。

3. 発災時の対応と災害対策本部

1. 発災時の対応推移

首都直下地震が発生した場合は、日本ユニシスグループ本社（江東区豊洲）に日本ユニシスグループ本社災害対策本部（以下、本社災害対策本部と略します）を設置します。しかしながら、その設置と活動開始には時間がかかるものと考えられるため、発災当初は関西支社に災害対策本部（関西災害対策本部と略します）を設置し、初動の対応を行ないます。

時間経過 ↓	レベル	状況	対応
	0	震度6弱以上の首都直下型地震発生	関西に災害対策本部を設置、初動対応を行なう
	1	余震も落ち着き、本社災害対策本部員の参集可能	本社に災害対策本部を設置 関西対策本部から情報の引継ぎ、対応開始
	2	電話、ネットワークなど一部復旧、 交通機関も一部運転開始	お客様システムの復旧に必須の社内重要業務の復旧
	3	一時間程度の徒歩により出社可能	社会インフラを担うお客様などのシステム、 ネットワーク復旧
	4	ほぼ平常どおりに出社可能	全てのお客様システム、ネットワークの復旧

2. 関西災害対策本部

震度6弱以上の首都直下地震発生の場合は、関西支社の独自判断により関西災害対策本部を設置し、主に以下の初動対応を行ないます。

- ・首都圏被災地区の被害状況情報収集・取り纏め
- ・安否報告状況の確認・取り纏め
- ・本社対策本部メンバーへの情報提供、本社災害対策本部メンバー間の連絡中継
- ・他支社店災害対策本部メンバーとの情報交換・連携
- ・社内外への情報発信

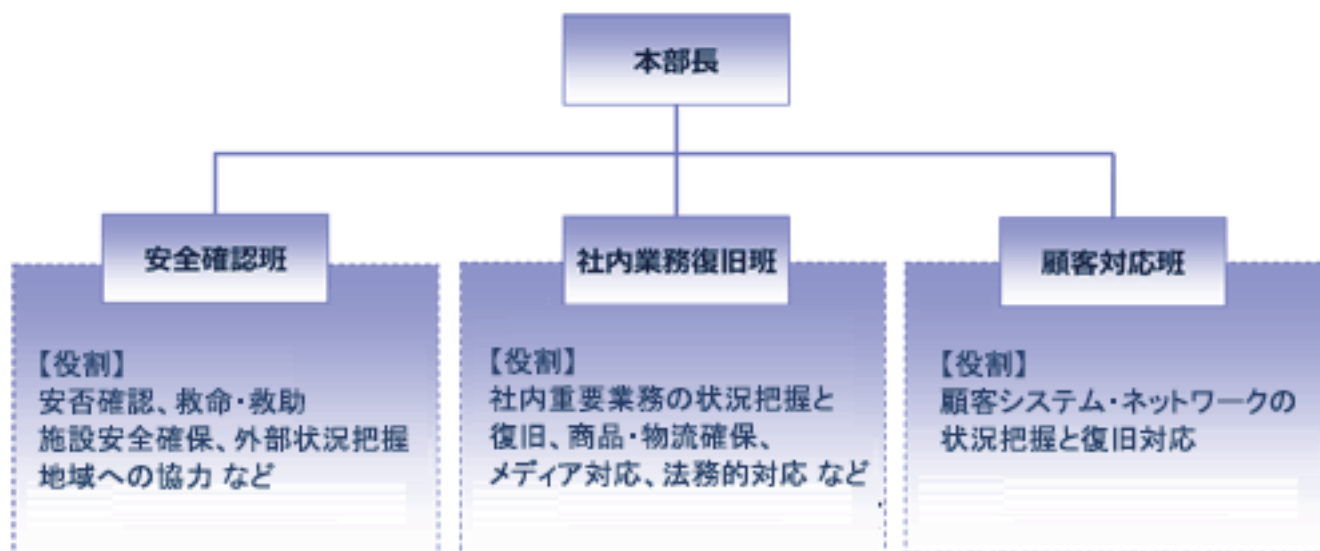
3. 本社災害対策本部

首都圏の交通機関が一部開通し、ある程度の徒歩を前提に出社が可能な状況になると、本社災害対策本部が召集されます。本社災害対策本部長は、リスク管理担当役員など3名が務めます（継承順位が予め決められています）。本社災害対策本部の主な役割は以下のとおりですが、本部を構成する組織ごとに詳細の役割が定義されています。

- ・従業員・役員の安否確認の状況把握
- ・首都圏の主な事業所の状況確認
- ・首都圏全般の被害情報（火災、道路、橋梁など）の収集
- ・被害状況に応じた本社災害対策本部メンバーの招集
- ・本社内環境維持および救命・救護
- ・被災に対する全般的な対応策の決定および各班への指示
- ・社外（マスメディアなどを含め）への当社グループ状況の報告
- ・必要な資源調達申請の承認

- ・支社支店（とくに関西支社）と連携し、被害の早期復旧の推進
- ・本社災害対策本部の解散

本社災害対策本部の体制は以下のとおりです。



4. 自衛消防隊

2009年に改正された「消防法」では事業所の自衛消防隊は地震などの災害が発生した場合にも一定の防災活動の役割を担うこととなりました。これを機会に当社グループでは、事業所内の従業員や訪問者の安全確保、災害対策本部との連携など自衛消防隊の役割を明確に規定しました。

4. 顧客サービスの継続

当社グループがサービスを提供しているお客様の情報システムやネットワークが地震で被害を受けた場合、いち早く復旧してお客様の業務を継続していただくことは当社グループの社会的使命と考えています。このような考え方のもと、東日本大震災においてもいち早く復旧活動を行いました。

1. 復旧の優先度の考え方

首都直下地震の場合は、被害地区に多くのお客様がいらっしゃることで、また、当社グループそのものも多くのリソース（従業員、事業所、設備など）が被災地に位置することとなるため、被害を受けたお客様のシステム、ネットワークの全てを一度に復旧することは困難になると考えられます。したがって、グループの事業継続計画では、大地震の場合に、国としてまた社会的に早急な復旧が求められる以下のお客様のシステム、ネットワークを優先して復旧に取り組みます。

- ・人命救助に必須とされるシステム、ネットワーク
- ・中央防災会議による「首都直下地震対策専門調査会報告」で指定している首都中枢機能を担うシステム、ネットワーク
- ・社会のインフラを担うシステム、ネットワーク

2. 顧客サービス継続のための対応

- ・コールセンターの切り替え
本社コールセンターが稼働困難になった場合は、関西地区コールセンターへ切り替え、お客様からの問い合わせ対応を継続します。
- ・商品配送センターの切り替え
本社地区（東京）商品配送センターが稼働困難になった場合は、関西地区の配送センターへ切り替え、商品配送を継続します。
- ・社内業務システムの切り替え
平常時から本社（東京）センターと沖縄センターとの二重化運用を一部行っていますが、本社センターのみで稼働している社内の重要業務システムが被災した場合は、沖縄センターで運用するように切り替えます。
- ・サポートサービス要員派遣システム
担当要員をお客様のセンターへ派遣させるためのシステムを平常時から運用していますが、災害時には安全なルートを確認した上で、派遣指示するシステムとして稼働します。
- ・MCA無線、衛星電話など通信機器
本社、支社支店間の非常連絡用に配備しています。

5. その他の防災対策

1. 災害対策本部机上訓練
2. コールセンター切り替え訓練
3. 商品配送センター切り替え訓練
4. 社内重要業務システム切り替え訓練
5. クラウドサービス拠点におけるディザスタリカバリ訓練
6. 安否確認訓練
7. 徒歩帰宅訓練
8. eラーニング研修
9. 自衛消防隊消防・防災訓練
10. 緊急地震速報訓練
11. 拠点間通信訓練
12. 事務所における食糧・水3日分備蓄:全ての事業所に、来訪者分も含め3日分の備蓄を配備
13. エレベータ・サバイバルボックス:エレベータ内非常用ボックス(簡易トイレ、防寒シート、懐中電灯、ラジオ、水、飴、トランプなど)を配備(本社ビル)

日本ユニシス株式会社

〒135-8560

東京都江東区豊洲 1-1-1

広報部 PR室

URL: <http://www.unisys.co.jp/csr>

TEL: 03-5546-4111（大代表）